

公開見積競争(特例随意契約)参加にあたっての留意事項

国立研究開発法人国立環境研究所
総務部会計課

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)では、国立研究開発法人特例随意契約の導入に伴う公開見積競争を令和3年8月より実施いたします。

公開見積競争とは、見積り依頼の相手方を特定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積り合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいいます。

参加を希望される場合は、以下の留意事項にそって見積書等をご提出ください。

なお、少額随意契約に係る公開見積競争については、別に定める留意事項によってください。

1. 競争参加資格について

公開見積競争(特例随意契約)への参加にあたり、次の条件を満たす必要があります。

- (1)環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を有している者又は当該競争参加資格を有しない者にあつては見積書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。競争参加資格の種類は、案件ごとに契約責任者が設定。
- (2)国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当。
- (3)国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4)契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5)別紙において示す契約等に当たつての注意事項を遵守し、暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6)研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当以上の職の経験者が役員等として再就職している法人であつて、その売上高又は事業収入に占める研究所との取引高の割合が3分の1以上でないこと。

2. 見積依頼について

研究所ホームページに掲載することにより見積の依頼とします。掲載事項は、参加者に必要な資格に関する事項、見積書の提出方法及び提出期限その他必要な事項とします。

なお、見積書は参考見積書及び本見積書を提出いただく必要があります。本見積書のみの提出をもって公開見積競争に参加することはできません。

3. 見積書等の提出について

- (1) 参考見積書の提出期限は、原則、案件を公開した日から起算して6営業日目の午後5時とし、本見積書の提出期限は、案件を公開した日から起算して11営業日目の午後5時とします。
- (2) 各期限までに、見積書及び案件ごとに示す必要書類(以下、まとめて「見積書等」という。)を郵送、持参又は電子メールにより提出してください。なお、郵送の場合は、期限内必着とします。
- (3) 見積書等を持参する場合は、封かんの上で参加者の商号又は名称、案件名を記載してください。本見積書を郵送する場合は、二重封筒とし、表封筒に公開見積競争の見積書在中の旨を朱書し、中封筒に参加者の商号又は名称、案件名を記載の上で書留郵便等の配達記録が残る方法としてください。電子メールの場合は、自社の担当者以外の者(担当部長等の見積書提出の決裁権者等)を CC の宛先に含めること。
なお、電子メールの場合において、新規の取引の場合など確認が必要な場合には、必要に応じ、責任者又は担当者の本人確認書類の写しをご提出いただく場合があります。
- (4) 参考見積書と本見積書を同封して郵送する場合は、いずれも中封筒とするか、参考見積書は中封筒としないでください。いずれも中封筒とする際には、それぞれの封筒に「参考見積書」と「本見積書」のいずれであるかを明記してください。
- (5) 見積書の指定様式はありませんが、宛名は「国立研究開発法人国立環境研究所理事長」とし、発行(提出)日を必ず記載してください。
- (6) 見積金額は特に指示のない限り、消費税及び地方消費税に係る免税業者である場合を除き、消費税込の総額としてください。
- (7) 提出した見積書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (8) 参考見積書の提出が一者であった場合は、価格交渉の上、その結果を踏まえた本見積書を提出していただきます。
- (9) 提出された参考見積書に記載の金額によっては、特例随意契約としかねると判断し、当該公開見積競争を中止させていただく場合があります。

4. 見積書等の無効について

次の各号のいずれかに該当する見積書等は無効とします。

- (1) 提出期限後に提出された場合
- (2) 1. 及び案件ごとに示す競争参加資格を有しない者が提出した場合
- (3) 参考見積書の提出なく本見積書を提出した場合
- (4) 金額の記載を訂正した場合
- (5) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である場合
- (6) 明らかに連合によると認められる場合
- (7) その他の見積に関する条件に違反した場合

5. 契約相手方の決定について

研究所で案件ごとに定める予定価格の範囲内で、有効な本見積書を提出した者を契約相手方として決定します。

なお、同額の見積書を提出した者が2者以上いる場合には、くじ引きを実施します。

6. 結果の連絡と公表について

契約相手方を決定したときは、その結果について当該案件における全ての参加者に対して速やかに通知の上、研究所ホームページ等で公表するものとします。公表に付する主な事項は、案件名称、契約相手方の名称及び決定金額、契約日、参加者数とします。

見積書等の提出場所及び問い合わせ先

〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所

総務部会計課契約第一係

TEL 029-850-2321 FAX 029-851-4732

e-mail chotatsu@nies.go.jp

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10-2

国立研究開発法人国立環境研究所

福島地域協働研究拠点総務企画課契約係

TEL 0247-61-6561 FAX 0247-61-6562

e-mail 同上

国立研究開発法人国立環境研究所との契約等に当たっての注意事項

1. 国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)との取引にあたっては、別添の「誓約書」をご提出ください。
2. 納品にあたっては、必ず納品検収担当職員が行うこととしております。納品検収担当部署で確認を経たうえで、要求部署へ納品してください。
3. 次のような事象が見られた場合には、不正行為又はそれに関与したものとします。
 - (1) NIES 職員からの預け金の依頼等に基づき架空請求を行ったとき
 - (2) 実際の物品や役務とは異なる内容の見積書を提出する、納品を偽るなど、取引事実と異なる書類の提出をしたとき
 - (3) その他不正経理とみなされる事実があったとき
4. NIES の監視体制の強化により、「分割発注」や「特定職員と特定業者との取引が際立って多い」事案については、モニタリング調査を行う場合があります。その場合、聞き取り調査や元帳・出庫伝票・売掛帳類等の取引証憑書類の写しの閲覧・提出等を求める場合がありますので、ご協力ください。
5. NIES では内部監査をはじめ、監査法人による監査、資金配分機関による検査、会計検査院による検査、国税局による税務調査等様々な監査・検査が行われます。各種監査・検査時には、関係する取引証憑書類の閲覧・提出等を依頼することもありますので、ご協力をお願いいたします。
6. NIES の職員等から、請求書の改ざんや契約内容と異なる物品の納品要請など、不正な働きかけがあった場合には、これに応じることなく速やかに以下の通報窓口へご連絡下さい。なお、この場合において、通報したことにより不利益な取り扱いをされることはありません。

【不正使用に係る相談・告発窓口】

名称：国立研究開発法人国立環境研究所 総務部総務課
場所：〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2
電話番号：029-850-2313（担当直通）
ファクシミリ：029-851-4732
電子メール：kaikei.fusei[at]nies.go.jp

※[at]は@に置き換えてください。

※告発手続きについては、国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程に定められておりますので、内容をご確認ください。

※電話による受付時間は、平日 9時30分～12時00分、13時00分～17時30分です。

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）との取引にあたり、提示された「国立研究開発法人国立環境研究所との契約等に当たっての注意事項」を理解し、いかなる不正、不適切な行為にも関与せず、また、NIESの職員等から不正行為、不適切な行為の依頼等があった場合にはこれを拒絶するとともに、その内容をNIESに通報し、さらにモニタリングや内部監査、その他調査等において、聞き取り調査や取引証憑書類の閲覧・提出等の要請に協力することを誓約します。

また、別紙誓約事項の内容のとおり、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）が現在、暴力団、暴力団関係企業等の反社会的勢力に関与しておらず、今後も反社会的勢力に関与しないことを誓約します。

万一これらに違反し、不正等が認められた場合には、取引停止その他のいかなる処分がなされても何ら異議を申し立てません。

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

(住 所)

(社 名)

(代表者役職・氏名)

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

E-mail :

暴力団排除に関する誓約事項

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の国立研究開発法人国立環境研究所へ報告を行います。